

根室市図書館雑誌スポンサー制度募集要項

1. 雑誌スポンサー募集の目的

図書館に配架する雑誌資料を広告媒体として、民間事業者等に情報発信の場を提供し、その事業活動を促進するとともに、雑誌資料購入のための財源を確保し、市民に対する図書館サービスの充実を図ることを目的とします。

2. 制度の内容

雑誌スポンサーに雑誌の購入費用を負担していただき、購入した雑誌を図書館が雑誌コーナーに配架します。購入した雑誌カバーの表面にスポンサー名を表示するとともに、裏面にも広告を掲載できるものとします。

なお、雑誌の調達は市が行い、納入された雑誌は市の所有とします。

3. 雑誌スポンサーの対象

(1) 雑誌スポンサーは、企業及び商店、公共的団体等を対象とし、個人を対象としません。

(2) 雑誌スポンサーが、「根室市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱」（以下「実施要綱」という。）第4条第2項の各号いずれかに該当する事業者等は対象としません。

なお、契約期間中や広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とします。

4. 広告の内容

広告の内容は、公共性、社会的信頼性を損なうことのないものとし、実施要綱第5条各号のいずれかに該当するものは対象としません。

5. 広告の規格・表示方法

(1) 提供雑誌の最新号カバー表面については、「スポンサー名」を表示します。

表示の大きさ：縦5 cm、横15 cm以内

貼付位置：最新号カバー底辺より、10 cm以上上部の中央付近

(2) 最新号カバーの裏面に広告チラシを1枚貼付できます。広告チラシは、最大で裏表紙と同じサイズとします。なお、広告は雑誌スポンサー申込者が作成してください。カバーへの貼付は図書館が行います。

(3) 根室市図書館ホームページに「雑誌スポンサー制度 提供企業・団体一覧」を掲載します。

(4) 表示期間は、契約期間内の発行雑誌とし、随時、広告の内容を変更することができます。

(5) 雑誌の配架位置は、教育長が決定します。

6. 雑誌の選定

市が作成した「雑誌リスト」より選定していただきます。なお、同一雑誌について、複数の雑誌スポンサーより雑誌提供の申込みがあった場合は、申込み時点における先着

順とします。

7. 広告の掲出及び契約期間

- (1) 広告の掲出及び契約期間は、原則1年間（4月1日から翌年3月31日）とし、年度途中からの場合は、雑誌スポンサーを決定した月の翌月から3月31日までとします。ただし、決定が1月から3月になる見込みのときは、雑誌スポンサーと協議により、雑誌の提供も含め、新年度の4月1日からとします。
- (2) 期間満了の3ヶ月前までに、雑誌スポンサーから解約の意思表示がない場合は、自動的に継続更新するものとし、その後も同様とします。
- (3) 雑誌スポンサーからの年度途中での契約解除は認めません。

8. 申込みの受付

申込みは、随時受付をします。雑誌スポンサー申込書（様式第1号）に、必要事項に記入し、次の必要書類を添付して、図書館まで直接提出してください。

- 必要書類 ①掲示しようとする広告の図案及び原稿
②その他教育長が必要と認める書類

9. 雑誌スポンサーの決定及び覚書の締結

- (1) 申込みがあった場合は、実施要綱により広告内容及び雑誌スポンサーの可否について審査し、雑誌スポンサーを決定します。申込者には、雑誌スポンサー制度（認定・不認定）通知書（様式第2号）により通知します。
- (2) 認定された雑誌スポンサーは、覚書（様式第3号）により契約を締結します。

10. 提供雑誌購入代金の支払い方法

雑誌スポンサーが提供する雑誌の購入費は、当該雑誌スポンサーが納入業者に直接お支払いください。

- (1) お支払い方法は、一括現金先払いまたは口座振替のどちらかをお選びください。
- (2) 価格変動等により過不足が生じた場合は、年度末に清算してください。
- (3) 提供雑誌が当該掲出期間中に休刊、廃刊等となった場合は、返金はせず、市と協議の上、別の雑誌に広告を振替えます。
- (4) 年度途中の取りやめ及び納入業者への先払い代金の返還はできません。

11. その他

ご記入いただいた個人情報は、雑誌スポンサー制度運用のみに使用いたします。

12. 申込及びお問い合わせ先

〒087-0049 根室市弥生町2丁目5番地
根室市図書館 TEL (0153) 23-5974 Fax (0153) 22-3292
メールアドレス kyo_toshokan@city.nemuro.hokkaido.jp